

守口市総合教育会議会議録

- 1 日 時 平成 27 年 11 月 9 日（月） 午前 10 時
- 2 場 所 守口市役所 1 号別館 3 階 第 1 委員会室
- 3 出席者 西端市長、渡邊教育委員長、首藤教育長、槇原教育委員長職務代理者、江端教育委員、橋爪教育委員

4 内 容

（西端市長）

それでは、第 2 回守口市総合教育会議を開催いたしたいと存じます。

教育委員の皆様方におかれましては、日頃より守口市の教育行政の発展にご尽力頂き、厚くお礼申し上げます。また本日は、公私何かとお忙しい中、ご参集賜りまして、誠にありがとうございます。本日の総合教育会議は、今後の守口市の地域コミュニティのあり方や教育方針を定めるにあたって、重要な案件をみなさまにご議論いただきたいと考えております。

まず議事に入ります前に、傍聴についてお諮りをいたします。

本会議に傍聴の申請があり、許可しようと思いましたが、ご異議ございませんでしょうか。

（「はい」の声あり）

（西端市長）

異議無しと認め、傍聴を許可することにいたします。

なお、会場の都合もあり、5 人まで傍聴を許可することといたします。それでは、傍聴人を入場させてください。

（傍聴人入場・着席）

（西端市長）

それでは議事次第に沿って進めてまいりたいと存じます。

1 つ目の地域コミュニティ施設のあり方について、事務局から説明を受けます。

（神野市民生活部長）

少しこれまでの経緯をご説明させていただきます。平成 24 年、市としまして、

第5次守口市総合基本計画に基づき、コミュニティ活動の推進・支援、市民活動がしやすい環境づくりを整え、市民協働のまちづくりに寄与すること、地域における様々なコミュニティ活動の拠点となる施設を整備するにあたり、検討をはじめました。

また、計画的に地域コミュニティ拠点施設の整備を進めるにあたり、施設の役割、機能など基本的な事項を明らかにし、基本計画を策定する必要があることから、学識経験者、公共的団体の代表者、市民、など幅広い立場で施設のあり方について、調査審議をしていただくために、「守口市地域コミュニティ拠点施設検討懇話会」を平成25年8月に設置し、市長からの諮問に基づき、平成25年12月24日市長へ答申がなされたものでございます。

懇話会答申を受けて、平成26年2月に「守口市地域コミュニティ拠点施設基本計画（素案）」を作成し、広く市民のみなさんのご意見を求めるため、パブリックコメントを実施いたしました。

平成26年3月末には、「守口市地域コミュニティ拠点施設基本計画」を確定させて、守口市におけるコミュニティ拠点施設の整備方針とし、3館を整備することとし、その1館目の準備にかからせていただいております。

一方、庁内組織にて、検討を進めてまいりました、地域コミュニティ拠点施設と既存公共施設との関係などについての（たたき台）を本年2月27日に一定の到達点をとって、拠点施設3館整備時の公民館及び地区体育館を地区コミュニティセンターとして、それぞれ5館及び6館を活用していく考えをまとめました。

また、同時に現在ある公民館及び地区体育館を平成28年4月から、減じることなく全てを地区コミュニティセンターとして転換させていただこうとするものです。あわせて、公民館地区運営委員会組織につきましても地域のコミュニティ組織の中核として、新たに地域コミュニティ協議会の設立をご依頼し、今まで公民館地区運営委員会組織に入っておられない組織・グループの掘り起こしを行い、地域のコミュニティ活動の促進を図ろうとするものでございます。

以上、これまでの経緯でございます。それでは資料に基づきましてご説明させていただきます。まず、資料1をご覧くださいと思います。

資料1は、東部エリアの守口市コミュニティ形成イメージ図でございます。現在公民館地区運営委員会等に設立をご依頼申し上げております、東部エリアの地域コミュニティ協議会につきましては、小学校区を単位として、コミュニティ拠点施設完成時には、藤田、梶、大久保東、金田、庭窪、佐太の6団体が属する協議会になると考えております。

またその組織構成としましては、現在の公民館地区運営委員会の幅を超え、地域住民全体が組織に入るイメージを持っておりまして、各種団体、学校の代

表者等で構成すると考えております。また、企業、ボランティア、NPO等の参画についても促してまいりたいと考えております。

事業といたしましては、それぞれの地域コミュニティ協議会の主体性を持って、ご検討いただき、決定していただくものでございますが、1つの提案としまして、協働のまちづくりの取組み等を提示させていただいて、現在各公民館地区運営委員会の説明会に臨んでいる次第でございます。

次に、エリア協議会でございますが、中部、南部、東部に1つずつ構成しようと考えているものでございます。構成団体である地域コミュニティ協議会の代表者にご参画いただきまして、相互の連絡調整、各エリアでの地域コミュニティの醸成、各エリア内でのイベント等の実施主体となつていただこうとするものでございます。

本市の側からしましたら、地域コミュニティ協議会については、市長からの委嘱は行わない予定でございますが、エリア協議会のみ市長からの委嘱を行うものと考えております。

いわゆるハードの部分でございますけれども、現在町会、連合町会等の皆様におかれましては、地域の集会所や公共施設等をご利用いただいておりますが、地区コミュニティセンターにつきましては、現在の公民館10館1分室を1つの活動拠点とし、また既に学校等をお使いいただいていることから、それらの公共施設もお使い頂いて活動して頂くと考えております。

東部エリアには2施設ということでございますが、これは平成29年度以降の形でございますが、現在の東部エリアには、庭窪公民館、庭窪公民館分室、東部公民館、東公民館がございまして、2施設といたしますのは、庭窪公民館と東公民館の体育館のみと考えておまして、庭窪公民館分室と東公民館については集約の対象と考えております。東部公民館につきましては、地域コミュニティ拠点施設ができますことから、集約の対象と考えております。全体像としましては、平成28年、東部・南部・中部全体では10館1分室がございまして、最終形といたしましては、5館ということで、庭窪公民館、北部公民館、八雲東公民館、西部公民館、錦公民館、この5館の地区コミュニティセンターとして活用する予定でございます。なお、体育館につきましては、庭窪公民館、北部公民館、八雲東公民館、守口・土居、錦、東と付随する地区体育館を活用させていただくことを考えております。

地域コミュニティ拠点施設でございますが、東部エリアには先程申し上げました、藤田中学校跡地に約3,300㎡の床面積を持ちます、地域コミュニティ拠点施設を設置する予定でございます。機能といたしましては、市民協働推進、健康・相談・生活支援等、5つの機能を基本計画に謳っているものでございます。中部・南部でございますが、中部につきましては、本庁あたりという予定

でございます。また南部につきましては、寺方小学校と南小学校の統合により用地が確保されることから、庁内の検討会議のたたき台におきましては、寺方小学校用地が適地でなはいかという案を出させて頂いている次第でございます。

次に、関係作りとしまして、守口市と市教育委員会の関係作りを線で結ばせていただいておりますが、守口市としてはエリア協議会とは直接関与いたしますが、地域コミュニティ協議会そのものは、主体的に地域でやっていただきたいと考えております。館の管理につきましては、地区コミュニティセンター、地域コミュニティ拠点施設共々、市の責任において、きっちり管理運営させていただきます。ただし、地区コミュニティセンターにおきましては、施設管理は嘱託職員等と書かせていただいております、平成28年4月以降は、嘱託職員等で管理をさせていただくと考えております。

先々におきましては、指定管理者の管理も検討に入れているところでございます。東部に設置します地域コミュニティ拠点施設におきましては、当初から指定管理者を導入する予定でございます。

また、教育委員会との関わりの部分につきましては、今後学校施設等の利用もさせていただくことになるかと思っておりますので、引き続き教育委員会との関連性、また社会教育部門における関わり方等、地区コミュニティセンター、地域コミュニティ拠点施設共々関係づくりに努めていきたいと思っております。特に、図書サービスにつきましては、地区コミュニティセンター、地域コミュニティ拠点施設共々、連携を深めていきたいと考えております。

次に資料2でございますが、こちらは、公民館等と（仮称）地区コミュニティセンターとの比較表でございます。平成27年度、平成28年度、平成29年度以降と3年度にわけて比較させていただいております。平成27年度につきましては、現行の情勢でございますので、割愛させていただきます。まず、地区コミュニティセンターにつきましては、守口市地区コミュニティセンター条例と施行規則により設置を考えておる次第でございます。目的としましては、地域における市民の相互交流を促進し、住民の主体的な学習活動の場及び機会の提供するとともに、市民との協働による地域の特性を活かしたまちづくりを推進するため、守口市コミュニティセンターを設置するをいたしております。先程経緯の中で申し上げました、第5次守口市総合計画に則るものでございます。

次に管理運営につきましては、直営ではございますが、嘱託職員等で行う予定でございます。また、平成29年度以降につきましては、指定管理の導入を検討しているところでございます。

次に、休館日でございますが、現在公民館につきましては、月曜日及び祝日の翌日、年末年始を休館日としておりますが、地区コミュニティセンターにおきましては、年末年始のみを休館日とし、また特定する日を臨時的休館日とす

るということで、月曜日から日曜日までの全ての曜日を市民の方にご利用いただけるように考えております。

開館時間につきましては、公民館と同様に午前9時から午後10時までと考えております。執務時間につきましては、準備等ございますので、午前8時45分から午後10時15分までとさせていただきます。料金につきましては、現在公民館・地区体育館については無料ではございますが、地区コミュニティセンター及び地域コミュニティ拠点施設におきましては、有料を考えております。市民等を基本額とし、在住・在職・在学の方々についての基本額を考えておまして、その他のの方々につきましては、それぞれ掛け率をかけておる次第でございます。近隣市との比較等も行いまして、また建設コスト等、光熱水費等を検討し、算定させていただきます。できる限り安価で市民の方々にご負担のないような、設定金額にさせていただきたいと考えております。こちらにつきましては、平成27年12月議会の条例提案を予定しております。また、金額につきましては30分単位を1つの単位と考えております。

専ら営利を目的とされる方については、ご利用自体ができませんが、ご利用の中で営利がからむもの、月謝等が入りますが、教材費等の部分、地元企業の面接等については、営利目的としない扱いとすることを考えております。また有料化に伴いまして、減免措置を考えておまして、市が、コミュニティセンターの目的達成のために使用するときについては、全額免除でございます。地域コミュニティ協議会等の組織の会議等についてはこれにあたりと考えております。またそれ以外の場合につきましても減額の配分をさせていただいておる次第でございます。

還付でございますが、災害又は施設・備品の不具合等使用者の責めによらない理由による場合については、全額、それ以外については、還付しないとしています。

また、部屋の予約につきましては、競合した場合については抽選を考えております。上限として月5回の予約が可能であるとさせていただきます。公民館には連続使用の制限がございましたが、多くの方にご利用頂くため、1団体につきましては連続使用できるのは5開館日までとする予定でございます。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでないさせていただきます。また現在公民館でも行っております、小中学生、高齢者等に対する一般開放についても継続して実施したいと考えております。

利用制限についてでございますが、政治活動、宗教についてのご利用は制限させていただきます。また営利、販売を主たる目的とするものについても制限させていただきますが、地域のバザー等については可とする考えでございます。

地区コミュニティセンター、地域コミュニティ拠点施設共々、地域に根付いた活動を支援していくという立場から、サークルの登録を考えておるところでございます。団体の構成としては概ね10人以上で最低8人の構成員を有し、市内在住・在職・在学の方のみで構成された団体を1つのサークルとして認定させていただき、団体の情報については公開の義務付けを考えております。現在、毎週使用されているサークルもおありかとは思いますが、サークルの活動頻度としては隔週1回程度と考えております。毎週ご利用のサークルの方については、予約の空き枠で対応していただきたいと考えております。

毎年1回各センターにおいて、登録団体の使用区分調整会議を開催し、地域での利用実態に合わせ利用調整を行っていただきたいと考えております。優先度につきましては、市がコミュニティセンターの目的達成に使用、地域コミュニティ協議会等による使用、サークルによる使用、一般・市（目的外）による使用の順に順位をつけさせていただいております。

続きまして図書についてでございますが、現在公民館で実施されている図書サービスを引き続き実施し、守口市生涯学習情報センター、文化センター及びコミュニティ施設との連携の充実により、図書サービスの展開を図っていくものでございます。

地域活動の支援でございますが、行政といたしましては、地域コミュニティ協議会への出席、地域行事への支援、相談、地域活動への支援等を行ってまいりたいと考えております。現在地域コミュニティ協議会の設立準備につきましても、行政が今年、来年と事業者の支援を仰ぎながら、設立から軌道に乗るまで、支援を行ってまいりたいと考えております。また、来年以降についても、行政として関わってまいりたいと考えております。

次にロッカー・倉庫についてでございますが、現在の公民館にございますロッカーにつきまして、市の備品と位置付けるものにつきましては、今後レンタルということで有料化させていただきたいと考えております。倉庫につきましても、一定有料化をさせていただきたいと考えております。

現在公民館で実施されております講座については、地区コミュニティセンターにおいても実施されるものと考えており、講座等の実施機関については、本庁の職員が企画立案を行い、各センターでの実施を考えております。また現在公民館地区運営委員会によって実施されている講座・事業等につきましても、引き続き地域コミュニティ協議会で実施していただきたいと考えております。また、それにつきましても財政的な支援は行っていくという考えでございます。

平成29年度以降には、加えてエリア地域コミュニティ拠点施設が1館できますことから、そこでの講座・事業等も実施していくという考えでございます。

施設の事業でございますが、コミュニティ拠点施設の検討をしていく中で、

5つの機能を設定させていただいております。市民協働推進、健康・相談・生活支援、学習・運動・人材育成、集会、防災支援の5つの機能をもちあわせております。これにつきましては、それぞれにおいて大小、強弱等ございますが、地区コミュニティセンター及び地域コミュニティ拠点施設においても、この活動を行っていくというところがございます。これは地域における協働による部分、市主催の部分、共々あるかと思えますけれども、行政と市民が手を携えて、共にこの活動に関わっていきたいと考えております。

また、印刷機の使用等につきましては、有料とさせていただいております。

平成29年度以降でございますが、調査・審議機関として、東部・中部・南部それぞれ1館ずつ拠点施設を作りますが、その活動についての調査審議していただくため、運営協議会をそれぞれの拠点施設に設ける予定でございます。平成29年度以降、指定管理者が設置し、学識経験者等の御意見を賜りながら、より良い拠点施設の運営を図っていきたいと考えております。また、指定管理者の評価等につきましても、この場で議論されることになるかと思えます。

以上、地区コミュニティセンター及び地域コミュニティ拠点施設の説明でございます。

続きまして、資料3でございます。こちらにつきましては、(仮称)地域コミュニティ協議会組織の概要(案)とさせていただいております。今現在、各公民館地区運営委員会にまわらせていただいて、ご説明申し上げている次第でございます。左側が現行の公民館地区運営委員会組織を、右側は平成28年4月以降、我々が考えております、(仮称)地域コミュニティ協議会組織の案でございます。名称としましては、あくまで仮称ではございますが、〇〇小学校区地域コミュニティ協議会として、設立をお願いする次第でございます。制度としましては、主体的に設置していただく組織でございますので、条例等での設置は考えておりません。後ほどご説明申し上げますが、市の補助金の支給対象の団体として、要綱で定めていこうと考えております。目的といたしましては、地域住民等の主体的なコミュニティ活動(地域文化・地域活動等)の促進及び活性化並びに地域課題の解決に取り組み、もって本市における協働のまちづくりの推進を図る事を目的とし、各小学校区域を単位としまして設置をお願いしているところがございます。なお、区域は小学校の通学区域でございますが、今現在19ございます公民館地区運営委員会につきましては、来年4月には16小学校区になることから、合同についてお話しをさせていただいております。

ただし、一定の経過措置が必要と理解しておりますことから、引続き合同の協議会を設置して頂くよう、お願いしている次第でございます。認定基準につきましては、先程の設置目的に合致する部分で定めを行っておる次第でございます。事業につきましては、協働のまちづくり等の事業を想定しております。

こちらにつきましても、地域での活動でございますので、この枠以上に地域コミュニティ協議会の規約等で定めていただき、ご活用いただきたいと考えております。

運営組織の構成員につきましても、規約で定めて頂くこととしておりまして、公民館からの継続性も考えまして、主に学校の代表者、社会教育関係団体の関係者等を想定しております。また地域の商店街の方、私立幼稚園等の方、地元企業、NPO 団体等も考えられるのではないかとご提案はさせていただいております。任期については、定めはございませんが、エリア協議会委員の任期につきましてもは2年と定めておりますことから、地域コミュニティ協議会についても、それに準じていただきますよう、要請していきたいと考えております。代表者の会長につきましてもは、民主性が確保できる方法で選出される場合については、我々が申し上げるものではないと考えております。また、会長の任期につきましてもは、規約等で定めて頂きたいと考えております。補助金等の申請者は会長と考えております。

推せん委員会についてでございますが、地域協議会に設置することは考えておりませんが、地域の実情により、設置が必要な場合は、設置することも可と考えております。

次に委任についてでございますが、地域協議会の会員及び会長等に対しては市長からの委嘱は行いませんが、地域協議会につきましてもは地域唯一の組織として認定させていただきます。

市の支援といたしましては、地域協議会への出席やアドバイス、情報の発信等を行ってまいりたいと考えております。補助金につきましてもは、地域コミュニティ推進事業費補助金として定めまして、補助対象事業につきましてもは、補助金の交付を行うことを考えております。

東部・南部・中部のエリア協議会につきましてもは、拠点施設が3館できることから、エリア内の相互交流、エリア内のコミュニティの活性化、エリア内のイベント等の実施を行って頂くため、エリア協議会の設置を考えております。構成員については、各地域コミュニティ協議会の会長をもって組織し、市長からの委嘱をさせて頂く予定でございます。任期を2年、通算5期10年とさせていただきますが、地域の方々から任期が長いのではないかとのご意見も頂戴していることから、任期について引続き今後検討してまいりたいと考えております。

また地域並びにエリア協議会の連絡調整を図る事を目的とし、市コミュニティ連絡会議として設置し、構成員については各エリア協議会の正・副代表者をもって組織することを考えております。

以上、(仮称)地域コミュニティ協議会組織の概要についての説明でございます。

す。

大変省略した説明で申し訳ございません。以上、現在われわれの方で、これまでの間整理してまいりました、地域の組織、また地区コミュニティセンター及び地域コミュニティ拠点施設ついてをご説明させていただきました。

(西端市長)

事務局からの説明が終わりました。何か疑問点やお気づきの点がございましたらお願いをいたします。いかがでしょうか。

(渡邊教育委員長)

来年4月に向けて時間があまりないなかではありますが、気になる点について確認させていただきたい。少子化・高齢化が進む中、地域において対応しなくてはならない課題が増えてきています。今後整備されるコミュニティ施設については、防災・減災・防犯などにも対応できる多機能型の総合施設としてつくっていただきたいと思います。

(西端市長)

今後整備を進めるコミュニティ施設については、防災機能を含めた多機能型の施設を考えています。

(渡邊教育委員長)

教育委員会としては、来年4月から公民館が地区コミュニティセンターに移行した際に、今まで利用されてきた市民の方にとってマイナスというイメージにならないようにしていただきたいが、これまでの公民館の機能はきちんと担保されているのでしょうか。

(西端市長)

これまでの施設の担保ということですが、コミュニティセンターへ移行することに伴い、利用料金の面については一定市民の皆様にご負担いただくこととなりますが、施設の面については担保できていると考えています。

(渡邊教育委員長)

料金の件に関しては、良いものができていくことに伴う、有料化ということと一定市民の方にも理解していただけたらと思いますが、今まで使い勝手が良かったのに、急に使い勝手が悪くなるということがないようにしていただきたいと思います。

(西端市長)

現在の公民館は、老朽化が進んでおり、最新の設備を備えたコミュニティ拠点施設ができることで、市民の皆様にとってもより使いよい施設となると考えています。

(橋爪教育委員)

コミュニティ拠点施設及び地区コミュニティセンターにおいて社会教育の振興はきちんと図っていただけるのでしょうか。

(西端市長)

社会教育については、コミュニティ拠点施設及び地区コミュニティセンターにおいても十分行っていただけると考えています。

(江端教育委員)

市民の理解度がどの程度なのか、よく分からない。慣れ親しんだ公民館から、地区コミュニティセンターという耳慣れない施設になることによって、どのような点が変わるのでしょうか。

(神野市民生活部長)

コミュニティセンターへ移行したことに伴い、今ご利用の市民の方がご利用できなくなるということは想定していません。

(江端教育委員)

ぜひそのあたりを、市民が分かる言葉できちんと説明して頂きたいと思いません。

(西端市長)

コミュニティセンターのあり方について、タウンミーティングをさせていただきましたが、その中で地元の方の意見としては、やはり自分の地域には施設を置いておいて欲しいというのが一番の気持ちでありました。市の方向性としてはそういう訳にはいかないため、その旨を市民の皆様にはご説明させていただきました。

これまで一歩出れば市民サービスを受けられていましたが、これからは2歩3歩出て行かなければなりません。行政としては、その点について、市民の方にご理解して頂けるよう、これからも訴えていくつもりです。

(江端教育委員)

全市民に施設が近くなることは、無理な話であることは良く理解できますが、市民の方への説明を、できるだけ早くとりかかるようにしていただきたいと思います。

(槇原教育委員長職務代理者)

来年の4月1日に公民館が地区コミュニティセンターへ移行することはよく分かりますが、市民の方への周知と移行にあたっての準備作業についてはスムーズに行われているのでしょうか。普段公民館を利用しない一般の市民の方にはなかなか伝わりにくい部分もあるかと思うので、その方々への周知も行っていただきたいと思います。

(西端市長)

市民の方への周知については今後徹底してさせていただきます。

(首藤教育長)

今回12月議会に議案を上程されるかと思うが、教育委員会としても最終決定していかなければならないため、なるべく早く条例案の提出をいただきたい。施行規則についても出るのでしょうか。

(神野市民生活部長)

条例については、現在法制文書課と調整中であり、規則については手続き上議案可決後となる予定です。

(渡邊教育委員長)

なかなか準備の段階で全てを見通すことは難しいため、移行後については予算措置について、格段のご配慮をいただきたいと思います。

(西端市長)

やっていく中で生じてきた不備については、当然見直しや予算措置をしなければならないと考えています。

(神野市民生活部長)

予算等については、公民館の運営委員会等の御意見を聞きながら、コミュニティ活動が促進されるよう、予算要求させていただく予定でございます。施設面につきましては、拠点施設3館整備時には集約という考えもございますので、

その点も勘案しながら施設の維持管理に努めてまいります。

(江端教育委員)

平成 29 年度については指定管理ということですが、指定管理とはどういったものなのですか。

(神野部長)

平成 28 年度については、直営を予定しておりますが、指定管理者と市が責任を持って指定した管理者が、コミュニティ拠点施設及び地区コミュニティセンターについて管理をしていく予定で、現在検討中です。指定管理者は 3 エリアごとに違う管理者を指定する予定です。

(江端教育委員)

管理を委託するイメージですか。

(西端市長)

民間企業に管理をお願いするというイメージです。

他になにかございませんか。ないようでございますので、質疑を終結いたします。続きまして、議題 2 の守口市の組織改革について、事務局から説明を受けます。

(助川企画課長)

平成 28 年度の機構改革についてでございますが、教育委員会事務局生涯学習部の事務を市長部局へ移管することを予定しております。

初めに、生涯学習、スポーツ、文化に関する事務についてでございますが、現在教育委員会事務局生涯学習部を中心に展開していますが、一方、市長部局においても、防犯・防災、子育て支援、高齢者の健康づくり等の各行政分野でも取り組んでおり、これらの個人や団体活動は地域コミュニティの推進にも寄与しています。

しかしながら、近年の人口減少、少子高齢化が加速度的に進展するなか、持続可能なまちづくりを実現するには、様々な地域課題に対応する活力ある地域づくりを進めていく必要があります。そこで、生涯学習及び文化・スポーツに関する事務については、市民の生涯学習及び文化・スポーツの活動が、自己の向上を図るとともに、よりよい地域づくりに結びつくように、また、教育の枠を越えて地域振興や健康づくりなどの関連行政と合わせて総合的に推進するため市長部局に一元化を図ります。

次にもりぐち児童クラブ事業に関する事務についてでございますが、現在子ども部では、子ども・子育て支援法に基づく「守口市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、総合的な子ども・子育て支援に取り組んでいます。

そのなかで、待機児童の解消や一時預かり事業など親の就労と子育ての両立を推進や、さんあい広場や老人クラブにおいては、高齢者と子どもたちの交流など世代間交流を推進しています。

そこで、児童クラブ事業に関する事務については、子育てと仕事の両立支援や地域力の活用による子育て支援等として、他の子育て政策と総合的に推進するため市長部局に一元化を図ります。

次に、事務移管に必要な主な手続きについてで、ご説明申し上げます。

初めに生涯学習に関することについてでございますが、生涯学習のうち社会教育については「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、「地教行法」という。）第21条第12号の規定により、教育委員会の職務権限であるとされていることから、地方自治法第180条の7の規定に基づき、市長部局の職員に補助執行させ、職務権限については従来通り教育委員会に存置するものとします。

また、社会教育を除く生涯学習については、事務分掌条例の一部改正により、市長の権限に属する事務とします。

次に、スポーツ・文化に関することについてでございますが、「スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）」及び「文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）」については、地教行法第23条第1項により「条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、いずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。」と規定されていることから、「守口市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例」を制定し、職務権限を市長に移管することとします。

なお、同条第2項により、「地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。」と規定されていることから、当該条例の議決前に、議会による教育委員会への意見聴取が必要となります。

また「文化財の保護に関すること」については、地方自治法第180条の7の規定に基づき、市長部局の職員に補助執行させ、職務権限については従来通り教育委員会に存置するものとします。

「学校における体育に関すること」については、従来通り教育委員会が分掌することとします。

青少年に関することについては、事務分掌条例の一部改正により市長の権限に属する事務とします。

次に、もりぐち児童クラブ事業に関することについてでございますが、児童

福祉法の規定に基づき実施している放課後児童健全育成事業（入会児童室）については、「教育委員会に対する事務委任規則」を廃止し、教育委員会への委任を解くこととします。

また、放課後子供教室事業（登録児童室）については、事務分掌条例施行規則の一部改正により市長の権限に属する事務とします。

次に全国的な状況についてでございますが、「教育委員会の現状に関する調（平成25年度）」によると、事務委任、補助執行、地教行法に基づく職務権限の移管などの手続きにより、教育委員会の権限に属する事務を市長部局が執行している市町村数は、生涯学習111団体、社会教育111団体、スポーツ179団体、文化185団体、文化財73団体でございます。次に、大阪府下32市の状況についてでございますが、生涯学習については、堺市、高槻市等5団体、社会教育については、松原市1団体、スポーツについては大阪市、堺市等6団体、学校体育については大阪市、高槻市2団体、文化については、大阪市、堺市等12団体、文化財については堺市1団体、青少年については、大阪市、堺市等4団体、放課後児童健全育成事業については、大阪市、岸和田市等14団体、放課後子供教室については、大阪市、八尾市2団体でございます。

次に、国の動向についてでございますが、生涯学習については、文部科学省の中央教育審議会では、「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について（平成20年2月19日）」において、「学びを通じた地域課題の取組みや各世代に応じた学習環境の整備、また、学習の成果を評価・活用していくことが重要」と答申しています。

スポーツ・文化については、平成20年に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、“スポーツ・文化に関する事務の所掌の弾力化”が挙げられ、これまで教育委員会の職務権限であったスポーツ（学校体育に関する体育事務を除く）や文化（文化財の保護に関する事務を除く）の事務を地域づくりの観点から、地域の実情に応じて、条例で定めるところにより、首長が管理・執行することができることになりました。

また、文部科学省の中央教育審議会では「今後の地方教育行政の在り方について（平成25年12月13日）」において、「文化財保護を除く文化に関する事務や学校体育を除くスポーツに関する事務」は、地方教育行政に関する法律上すでに、条例により首長が担当することは選択できるようになっていることから、首長から独立して執行させなければならない必然性は薄いと判断し、「原則として首長の事務に移管する」と答申しています。

放課後児童クラブについては、子ども・子育て関連3法（平成24年8月成立）の主なポイントとして、地域の実情に応じた子ども・子育て支援として、利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの充実を図る「地域子ど

も・子育て支援事業」があります。

最後に、今後のスケジュールについてでございますが、11月24日に予定されております教育委員会議にて、12月議会提出条例案について地教行法に基づく意見聴取を行う予定となっております。

(西端市長)

事務局からの説明が終わりました。何か疑問点やお気づきの点がございましたらお願いをいたします。いかがでしょうか。

(渡邊教育委員長)

生涯学習部を市長部局に移管することは、基本的に考えてその方が有効性が高いと判断されてのこととは思いますが、結果としてより良い改革となるのかまだ見えない所があると考えている。市庁舎が移転するという話もそれほど遠くないところ見えていると思うが、そのあたりの関連性であるとかについても、もう少し分かりやすく説明していただけないでしょうか。

(助川企画課長)

生涯学習の実態としては、かなり地域づくりに貢献しているという中で、市長部局に事務を持ってきた方が効率的ではないかと考えております。

具体的に言いますと現在コミュニティの希薄化が進む中で、子育ての悩みの不安を地域の方に聞けない、地域の防災活動に人が集まらず地域自主防災組織の活動が促進できない、独居老人の増加など様々な地域課題が増加していることから、行政にとっては地域力の向上は非常に大きなテーマになってきています。

今回、事務を市長部局に移管させて頂く、生涯学習、スポーツ、文化等の事務については、地域づくり結びつけていくという観点から事務を一元化させていただきたいと考えております。同時に現在公民館等で実施されている講座についても、市長部局の子育て、健康づくり、福祉などの担当部局と今まで以上に連携を図りながら、地域の人材の育成にもつなげていきたいと考えております。

(渡邊教育委員長)

教育委員会としても、社会教育を含む生涯学習については、これから今まで以上に重要になってくると認識しており、これからさらに充実していかなければならないと考えています。今回生涯学習が市長部局に移るということになったときに、大切なものであるとの認識はしていただいているとお伺いしましたので、少し安心しました。

(西端市長)

もちろん生涯学習については、大切だと考えており、先程橋爪委員からご質問のありました社会教育についても、今後市長部局に来た際にもしっかりと取り組んでいかなければないと認識しております。

(橋爪教育委員)

市長部局へ移管されるということで、生涯学習への取組みを今後もしっかりと推進されていくという考えのもとで、市民にとって分かりやすい組織の構築をとお考えおられるのでしょうか。

(助川企画課長)

現在、生涯学習の役割を踏まえながら、地域コミュニティや市民協働、地域振興の関わりの深い市民生活部への再編を検討しております。また、分かりやすい組織については、松原市などについては、社会教育を市長部局のいきがい学習課が行っていますが、私どもが現在考えております案としましては、コミュニティ推進課と地域振興課の中で、市民にとって分かりやすい形を現在検討しているところでございます。

(橋爪教育委員)

生涯学習部として名称は残すのですか。

(助川企画課長)

現在のところ、市民生活部の再編ということで生涯学習部という形では考えていません。

(榎原教育委員長職務代理者)

教育委員会としては、学校教育に特化する組織として、今後より取組みを行っていかねばいけないと考えているのですが、社会教育分野において中学校区連携推進協議会であるとか地域の方が学校教育を支援する取組みがされていますが、今後においても学校との連携し、市長部局でもこれらの取組みを一層進めていただけるのでしょうか。

(助川企画課長)

現在、中学校区連携推進協議会にて実施されております、見守り活動やイベント等の地域の実情に応じた取組みについては、教育委員会と連携し必ず維持してまいりたいと考えております。

(西端市長)

市民の皆様にとって、市長部局と教育委員会のがややこしいと、地域の運営委員会等から御指摘いただいておりますので、もう少しスリムな形でさせていただきたいと考えております。

先程委員長からご質問のありました、庁舎の問題ですが、来年11月市制施行70周年に合わせて移転を考えておりますが、教育委員会についても新庁舎に入っていたきたいと考えております。

教育委員会と市長部局は、これまで縦割り行政になっていました、それでは市民の皆様には理解していただけないため、これまで以上に教育委員会と市長部局の連携を密にし、行政として一つになってやっていかなければならないと思っています。

(首藤教育長)

4月から生涯学習部が市長部局に移るとのことだが、新庁舎に移転する11月までは場所は今のままなのでしょうか。

(南野企画財政部長)

新庁舎の6階のフロアに教育委員会及び教育センターに入って頂く予定としております。生涯学習部につきましては、4月から10月までは今の執務場所で業務を行って頂き、組織のみ変わる予定でございます。

(首藤教育長)

公民館がコミュニティセンターに変わることが、今回の機構改革の大きな理由だと思っておりますが、これはセットと考えてもいいのでしょうか。

(西端市長)

コミュニティセンターと社会教育をセットで考えるかは別として、一体として見ていかなければならないと考えています。

(首藤教育長)

一体と見るということで、機構改革の大きな理由としては、公民館がコミュニティセンターに変わるということということでよろしいですね。公民館には色々な団体を抱えているため、問合せがあった時に合理的な説明がされていないと、教育委員会は社会教育を放棄したのかと言われかねない。そうではなく、むしろもっと幅広く、防災、子育て等を含めて、社会教育を推進していくと説明させていただきたいので、よろしく申し上げます。

(西端市長)

一番分かりやすい説明というのは、今教育長が行って頂いた説明だと思えますけれど、他の地方公共団体を見ましても、かなりの団体が生涯学習を市長部局に移管している現実があります。本来ならもう少し前倒しでもこういうことを考えていかなければいけない時期もあったのではと思っています。

(渡邊教育委員長)

教育委員会から、事務が移管されることで、市長部局の事務が膨大になり大変になることはないのですか。

(助川企画課長)

平成 26 年に、こども部を設置し、子育て 3 法の関係で守口市次世代育成支援行動支援計画を作り、一定実行段階に入っております。また幼稚園及び保育所の民営化についても、パブリックコメントを実施し基本計画を策定しているところでございます。大きな計画について、一定実行段階に入ることから、こども部内の事務の見直しについてあわせて検討してまいりたいと考えております。

(西端市長)

他になにかございませんか。ないようでございますので、質疑を終結いたします。続きまして、議題 3 の教育大綱について、事務局から説明を受けます。

(助川企画課長)

平成 27 年 4 月 20 日に第 1 回総合教育会議を開催させていただいた中で、教育大綱については市長選があるということで、市長選の後、大綱を策定していくということでご了承いただいております。現在考えております教育大綱についてでございますが、「平成 27 年度めざす守口の教育」の 6 つの基本方針を軸に大綱という形を作ってまいりたいと考えております。この基本方針の中に、市長の公約にも掲げられております、民間活力を活用した学力向上などを入れ、次回にお示しさせていただきたいと考えております。案としては、4 年間のベースで大綱とし、年度ごとに教育委員会の方針を掲げる形で調整してまいりたいと考えております。

日程としましては、次回に大綱の案をお示しさせて頂き、パブリックコメントで市民の御意見を聞きながら、平成 28 年 2 月に策定してまいりたいと考えております。

(西端市長)

事務局からの説明が終わりました。何か疑問点やお気づきの点がございましたらお願いをいたします。いかがでしょうか。

(首藤教育長)

基本方針をベースに作られるということですが、めざす守口の教育は、どちらかというソフト面が主になってくるかと思います。今まで市長は、校舎の耐震化を進められるなど、ハード面の取組みを行われているかと思いますが、ハード面の方針というのも、大綱として掲げていただきたいと思います。

(西端市長)

ハード面の整備というのは一定目処がついたかなというところではありますが、今後のあり方も含めて大綱には示さなければならぬと認識しております。

一般質問の中で、大綱についてどのように考えているかという質問がございましたが、基本はめざす守口の教育に基づいて、大綱を策定させて頂きたいと考えております。今後学力の向上を考えていかなければならない中で、もちろん先生方の指導力を身につけて頂く方針も組み込ませていただかなければいけないと考えており、それに加え民間の活力もお借りしなければいけないのではと考えております。

(渡邊教育委員長)

他市の方から、守口市の教育頑張っていますねというお声を頂戴することもございますので、方向性としては一定間違っていないと考えています。教育にはお金はかかることとは思いますが、できることはなんでもやっていくということで良いと思っています。教育委員会の一番の課題として考えている、学力向上について、さらに力を注いでまいりたいと考えていますが、費用の点について、格段のご高配をお願いしたい。

(西端市長)

その点については、私も、幼稚園と保育所の再編化の中で、サービスの向上も図りつつ、経費を削減し、財源の確保を図っているところです。人口減少が進む中で、循環型の社会を目指す為、子育て世帯の方には、ぜひ守口市に住んで頂きたいと考えております。その取組みの中で、一定民間の活力もお借りしなければいかなければいけないと考えております。

他になにかございませんか。ないようでございますので、ここまでとさせていただきます。

たきます。

本日は、本市のこれからの地域コミュニティのあり方や教育の方針を決めるにあたり、貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

地域コミュニティ施設と組織改革については、条例案を12月議会に提出し、教育大綱については、年度内の策定に向け、進めてまいりたいと考えておりますので、今後ともご協力をお願いいたしまして、閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。